

検証委員会報告書に対する職員の主な意見・提言等

(概要)

アクションプランに基づき、検証委員会報告書の要旨を平成16年12月28日、全職員に配信し、この問題を一人ひとりが自分自身の問題として捉えたうえで、今後の改善策に反映させていくため、再発防止に向けた建設的な意見・提言を提出させることとした。

- 1 全職員の回答報告期限・・・平成17年1月20日までに各室長へ
- 2 各室長から 各部総室へ建設的な意見等を抽出し、報告 平成17年1月25日まで
- 3 各部総室から行政管理総室へ同様な方法で報告 平成17年1月31日まで
- 4 最終回答報告数 553名
- 5 抽出方法及び各事項の主な意見

各総室から寄せられた553名の回答の中から、建設的な意見、提言等を中心に64項目に取りまとめた。

主なものは以下に示すとおりであるが、全体としてはこの問題を職員自身の問題として捉えて、職員自ら反省すべき点を認識したうえでの意見・提言等が多くあった。

また、職員の意見・提言等に対する市の取り組み・対応状況については、項目ごとにまとめた。

【各事項の主な意見・提言の概要】

不当・違法(可能性が高い)な対応の原因について

(1) 担当者、上司につき公務員としての高い使命感の欠如

- 「公務員として、全体の奉仕者であることを再確認する」
- 「職員全員が自らの甘えを認め、律する倫理観を持つ」等

(2) 法的対応に対する知識・経験が不足していたこと

- 「担当する業務への専門的な知識を深めること」
- 「専門的で組織的な研修を定期化する」等

(3) 産廃行政所管部における情報の非共有

- 「新任幹部は、着任後直ちに所管する全ての現場を自分の目で確認する」
- 「組織内において報告、連絡、相談という基本的コミュニケーションを図る」
- 「協議内容をデータベース化し、記録・共有する」等

(4) 資料の保管が杜撰であること

- 「文書管理システムの電算化を活用しての適切な文書管理の構築」
- 「意識の啓発と情報の収集・継承の習得」等

(5) 産業廃棄物行政の軽視

- 「市の産廃行政が一般廃棄物に偏り、産業廃棄物に対する体系的な視線が欠如」
- 「対応手段としての人員不足」
- 「産廃行政に対する体制の強化」等

(6) 廃棄物行政の非公開性

- 「積極的に情報を公開し、市民の声を聞き、協力を求める」
- 「非公開性については、全国の見直しの動向を把握し逐次見直すべき」等

(7) 他部局との連携不足、他機関との連携の不足

- 「関係部局で情報を一本化し、複数室での指導体制を構築する」
- 「国、県、市、警察との連携や協力を一枚岩にする必要がある」等

(8) 不当な圧力の有無について

- 「政策提言、要望、要請等の取扱い要領の制度を職員・相手方に周知すべき」
- 「対処は個人に帰すべきでなく組織として対応すべきである」等

再発防止に関する提案について

(1) 岐阜市としての体制の確立

- 「個人ではなく組織で対応できる体制づくりが必要」
- 「要望、苦情に迅速かつ適切に対応できる体制の構築」
- 「職員オール監視システムの構築」等

(2) 正確な情報を収集し、詳細な報告書を作成すること。この情報を保存、共有できるようにすること

- 「市民からの声を産廃職員が共通して閲覧できるシステムの構築」
- 「関係機関（県、警察）・内部関係他部局と共有するネットワークの構築」等

(3) 立入検査結果等の公開

- 「厳しい指導を行い情報公開することにより、市民とともに監視していく」
- 「必要な情報公開と、市民との協働を構築することが大切である」等

(4) 他部局、他機関との有効な連携を行うこと

- 「市民の健康を守るという使命感を持ち、他部署と連携を取って対応していく」
- 「岐阜市、岐阜県、警察との情報交換の場を機能強化し、警察が早期に実力行使できる体制づくり」
- 「市民との協働（連携）が不可欠である」等

(5) 同業他社に対する検査

- 「警察官OBの採用と担当職員を増員し、同業他社への指導にあたっていく」
- 「検査方法を確立し、一定の基準で検査するべき」等

6 今後の対応

今後これを各部へフィードバックし、職場研修等を通じて再度全職員に周知するとともに、担当業務の遂行に活用させる。

不当・違法（可能性が高い）な対応の原因について

（１）担当者、上司につき公務員としての高い使命感の欠如

職員の主な意見・提言

業務の中で市が持つ権限を理解し、市が判断を誤った時、問われる責任は非常に重いことを感じてきた。使命感があれば法的知識を得る事は基本中の基本である。それは公務員である以上個人の責任だと思う。

行政は「住民の福祉の増進」を目指しているもので、どんなセクションのどの事業も住民の幸福感に繋がることが確認されなければならないと考える。

「市民のために働いている」「市民満足度を向上させる」という自覚を持ち、それを実現するための手法を考えることを習慣づけたい。

職員一人ひとりが事ある毎に「全体の奉仕者」を心の中で反芻することが習慣になるように自覚することが重要である。

担当している業務が、市民にとってどういう意味があるのか、何が目的かを認識していることが基本だと思う。その上で知識や具体的な技術や対応方法を身につけることが重要と感じる。であれば自ずと使命感が高まるのではないか。

組織の責任として捉えるのではなく、職員個人が自分の問題として引き受けようと決意したとき、行政の誤りの繰り返しにいくらかでも歯止めが掛かるだろう。

研修を待つまでもなく、我々公務員全員が自らの甘えを認め、律する倫理観を持つことが、まず第一義であると考ええる。

前例主義、事なかれ主義に囚われることなく常に見直し、問題点の把握に努め業務にあたっているが、ここではある一面で業務の繁忙さからそういうところが少なからずあったかと感じた。

取り組み・対応状況

- 平成16年12月27日、「公務員としてのより高い使命感をめざして」をテーマに部長・室長等全員に対する「管理職研修」を開催した。この研修を受けた職場研修管理者である各室長は、平成16年2月中旬までに、各職場で「公務員倫理」に関する職場研修を実施した。
- 使命感の欠如は、法の目的の無理解や市民目線での対応をしてこなかったことから生ずると考えられるため、「法令等遵守・危機管理マニュアル」「コンプライアンス制度」の職員研修を通じ一層の周知、活用を徹底する。
- 平成17年7月末までに危機管理責任者への研修を実施するとともに、危機管理責任者を通じ各部職員に上記マニュアル・制度の一層の周知を図る。
- 平成16年度から実施している個人目標管理票作成において、自己の

業務について部長面談、室長面談を通して公務員としての使命感の再認識をしている。

- ・ 職場研修などを通して公務員倫理の研修を実施し、公務員としての使命感を周知・徹底を図る。
- ・ 公務員倫理、コンプライアンス、危機管理意識の高揚は、市民サービス業務にとっては重要なことであり、毎年全職員を集めた研修を実施するなど職場研修の徹底に努めている。

(2) 法的対応に対する知識・経験が不足していたこと

職員の主な意見・提言

担当する業務への専門的な知識を深め、行政としての立場を理解し、今以上に法的対応に対する自信と経験を蓄えることが一人ひとりの職員に求められると考えられる。

指導監督には法知識の習得が必要である。個人的解釈でなく、専門的で組織的な研修を定期化する必要がある。

対応が難しい業務については、リーダーシップを持ったリーダーのもと、常に専門知識の積み重ねや、より良い仕事を目指し切磋琢磨するチームが必要である。

職責に応じた自らの専門性と能力を高める意識が肝要であり、公務員としてその職に応じた知識習得に自ら努めることは当然である。

取り組み・対応状況

- ・ アクションプラン「全職員を対象とした研修の実施」に基づき、職場研修において、「所管業務に係る法令研修」を必須テーマに位置づけ、平成17年4月12日、職場研修の計画・実施を文書にて依頼。
- ・ 室長、グループリーダーが、担当職員と現在処理している事務事業について、関係法令との整合性をOJTにより推進する。
- ・ 事例研修を行い、その結果をデータ化する予定。
- ・ 各種研修機関への職員の派遣をすることにより、専門知識、法律知識を習得させ、結果を職場研修等で知識の共有化を進める。
- ・ 対象事業所の立入検査等において専門的知識、法的知識が必要であり、また専門資格の取得が必要であることから、今年度、人事配置の長期ビジョンにたち、新任職員を国の長期研修に派遣し、スペシャリストを養成することとした。
- ・ 担当ごとに、法的根拠を踏まえるよう指導している。また、室内会議等でも取り上げて研修し、改善情報を共有化している。

(3) 産廃行政所管部における情報の非共有

職員の主な意見・提言

新任幹部は、着任後直ちに所管する全ての現場を自分の目で確認するようなルールを作ってはどうか。

「職場内においてどれだけ意思疎通が図れていたのか」組織内の人間関係の希薄さがこの事件を生んだと考えられる。今後は、職員個々が目的意識を持ち、目標に向かって今まで以上にコミュニケーションを図っていくべきである。

ハウレンソウ、つまり組織において報告、連絡、相談という基本的にコミュニケーションを図るという行為が欠落している。そこで相談・協議・検討を再度徹底することにより、法令遵守の姿勢を持続する必要がある。そのためには、協議内容等をデータベース化し、記録・共有するという行為も一助になると考える。

目の前の情報の価値を感じるセンスに乏しい、若しくは多忙ゆえ片目を閉じる場合が多いと感じる。情報の「共有」は、意識・認識・考え方について、デジタル情報以外にも、会議や対話の場から口調や表情から得る場合が多いと思う。

取り組み・対応状況

- ・ 異動後できるだけ早い時期に新任部長・室長等が所管する施設及び現在課題となっている施設について視察することとした。
- ・ 市民サービスの向上を組織目標に掲げる部署にとっては、現場主義はもっとも重要な要素であり、部長をはじめとする新任幹部職員は、まず現場の把握を行うことを慣例としている。
- ・ 平成17年1月から、情報の共有と問題となる案件の対応並びに各種業務の意思統一を図る目的として、室内全職員を対象に月1回の定例会議を実施している。
- ・ 事務引継ぎ書を活用するとともに、部内各室において、自分の担当業務に捉われず室員それぞれが室の懸案事項及び課題等を認識し、情報の共有化を図ることにより円滑なる業務を推進する。
- ・ 法律の解釈、運用、懸案事項等について室内で勉強会を行い、職員の資質向上に努めるとともに情報の共有を図っている。
- ・ 情報の共有を図るため、産業廃棄物情報管理システムを平成18年1月に稼働させるため準備中。
- ・ 室内、グループ内における随時・定期的な打合せ会を徹底すると共に、部内の主要な懸案事項については、関係担当者によるプロジェクトチームを立ち上げ検討を進めている。
- ・ 共通理解したほうがよいことは、毎週行っている室内打合せにおいて、共有化を図っている。また、日頃から、意思疎通・コミュニケーションに

努め、「ハウレンソウ」を徹底している。

- ・ 法律面、連絡体制、留意事項、問題点等を盛り込んだ業務取り扱い手引書を17年度中に作成し、異動等で室員が代わっても知識経験不足が補える体制を整えることとした。

(4) 資料の保管が杜撰であること

職員の主な意見・提言

資料の管理の杜撰さについては、申し開きのできる状況ではないと思う。仕事の

上で大量の資料が出てくるが、適切に管理されていなければ資源と場所の無駄になってしまう。現在文書管理の電算化等が進んできているので、これらを活用し、より適切に書類の管理が行われるようにならないといけないと思う。

資料の保管は、当然のことであるが、後任の職員が使い易いように保管する必要がある。職員の意識の啓発と情報の収集・継承を身につける必要がある。

過去の経緯について把握できる資料が無かったのが問題の一つではないか。このため重大な問題となってきたという認識が持てず、検討が加えられることなく更新許可されてしまったのではないか。一連の資料が出来上がっていればもっと早く問題の重要性に気付く事ができ、懸案事項として検討されていたのではないか。

現行文書管理システムにおいて、問題発生事例等、特殊な場合における管理システムの特例措置を設ける必要があるのではないか。

取り組み・対応状況

- ・ 文書の保存年限は毎年各部署で見直し、必要に応じて文書分類表を補正しているが、「文書管理システム」の稼働に向け全面的に保存期間、分類区分のサブタイトル等の見直しを実施し、平成17年度から「新文書分類表」により、より適正な文書の保管・保存を図る。
- ・ 平成17年度稼働の「文書管理システム」により、文書が電子化され、その電子化された文書情報により職員間の情報の共有化を図る。
- ・ 一般文書については、現在運用されている文書管理システムで対応しているが、工事設計図書等の図面を含む文書については、電算システムに保存するには容量が多すぎるため、保管場所を整理し、該当する文書の保管先のみを電算化する「工事設計図書の保管先検索システム」を17年度中に構築予定
- ・ 文書取扱い主任を中心に文書管理の徹底を促す。人事異動に伴う「懸案事項及び注意事務一覧」の作成を今後とも徹底させることにより引継ぎでの漏れを防止する。

- ・ 担当ごとに、文書管理システムにしたがって、確実に保管・管理するよう指導している。また、文書管理システムの見直しも毎年行っている。引継ぎ事務も文書をもとに、確実にを行うよう指導している。

(5) 産業廃棄物行政の軽視

職員の主な意見・提言

市の廃棄物に対する行政姿勢が一般廃棄物に偏り、産業廃棄物の発生、処理、処分、監視の問題に対して行政としての体系的な視線が欠如していた。

使命感はあっても、対応手段としての人員不足が挙げられる。産廃の担当者が僅か2～3人で許可の審査、更新をし、指導も行ってたことを考えると出来る対応には限界があったと思われる。

現場からの増員要請は無視され、産廃行政を無視していたとあるが、これは単に増員すれば対応できるという安易な考えだけでなく、職員個々の事案に対する対応力の強化・向上を図ることも重要であると感じた。

他の自治体では、10人前後の担当者を配置し、かつ、現職警察官も出向しているケースもある。現場を重視するべきではないか。

取り組み・対応状況

- ・ 業務執行に十分な体制が組めるかという観点などから、必要な人事異動を行っているが、各室においても、室長、グループリーダー、担当者が、知識・経験の共有化をはかり、一体となって職務にあたる必要がある。
- ・ 本年度産業廃棄物対策室に正規職員14人、産業廃棄物指導室は正規職員10人及び警察OB職員の嘱託員2人を配置した。今後とも各部とのヒアリングを通じ、必要な人員配置を行っていく。
- ・ 平成17年4月1日環境事業部「環境指導室」を再編し、産業廃棄物指導室」を新設したとともに、産廃Gメンとして職員2人と警察OBの嘱託員2人を配置し、産業不法投棄再発防止に向けた体制の強化を図った。
- ・ 平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、各室に建設廃棄物管理責任者を置いている。(今後は、工事検査室が関係部に対し廃棄物処理法及び建設リサイクル法の職員研修を実施する。)
- ・ 社団法人産業廃棄物処理事業振興財団から講師を招き、立入検査のノウハウ等について研修を行った。(2月と3月に各1回実施)
県主催の環境行政新任職員研修会に参加(4月)
本年度より週1回程度テーマを決め、法律の解釈、運用、懸案事

項等について室内で検討会を行い、職員の資質向上に努めるとともに情報の共有を図っている。

平成16年6月から定期的に県と調整会議を開催し、連携強化を図っている。

- ・ 環境省主催の「産廃アカデミー」等受講予定。
(平成17年12月・平成18年2月・3月)
排出事業者の意識向上を図るため講習会を開催する。(今年度中に)
関係各室の情報を共有するため、岐阜市産業廃棄物調整会議を開催予定(5月末までに)

(6) 廃棄物行政の非公開性

職員の主な意見・提言

どのようなものをいつの時点で公開するのは難しい点があると思うが、出来るものは積極的に公開し、市民に協力を求めることも必要であると思う。

担当者の対応によって業者や市民の意識も違ってくると思う。情報を公開し、地域を回り市民の声を聞くことによって市民の協力も得やすくなるのではないかな。

廃棄物行政の非公開性については、全国的に見直しが進んでおり、岐阜市としてもそれらの動向を把握して逐次見直しを行うべきと考える。

産廃行政にかかわらず、情報を時系列にしっかり把握し、そこから抽出される問題点を共有すること。また、その情報を公開し、適切な対応をすべきである。

取り組み・対応状況

- ・ 平成16年8月から不適正処理事案及び処分業者等のリストをインターネットなどによる情報公開を実施。
- ・ 「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、平成16年8月から産廃管理票(マニフェスト)の写しを公開対象とし、工事発注者の責務を徹底するため搬出先の確認等に努めているが、完了検査後に法違反が判明した場合は、環境事業部に直ちに報告する。
- ・ 平成17年6月末までに産業廃棄物収集運搬業者のリストをホームページに掲載予定。

(7) 他部局との連携不足、他機関との連携の不足

職員の主な意見・提言

関係部局で情報を一本化し、部・室を跨ぐ可能な限り複数室での指導体制を構築すべきであり、関係する情報を共有出来るシステムを整える必要がある。

庁内に他の部署の課題や問題を気軽に協議できる場が必要である。

国、県、市の連携や協力も一枚岩とは言い難いものであったし、警察との連携による行政指導、権限の行使についても不慣れであったことも要因であったと考えられる。

市役所内の組織及び管理監督者の連帯意識の弱さ（双方の立場や状況を理解しあって、協力する姿勢や行動）に起因していると思われ、このような組織風土を抜本的に変革させる必要がある。

連携するのに必要な部署の選択及び担当部局間の問題意識の共有を図ることが重要である。

取り組み・対応状況

- ・ 部門別施策会議等を活用した部局間の連携を図る。部内職員においては、「報告・連絡・相談」の徹底を図る。
- ・ 他部局に関係する情報の共有、複数の部局にかかわる重要課題の検討等を要する場合は、政策室長会議並びに新設の「岐阜市産業廃棄物調整会議」において、横断的な連携強化を図る。
- ・ 正確な情報収集及び情報の保存、共有を行うために産業廃棄物情報管理システムを導入し、関係職員が情報の共有、あるいは後々の行政指導等にも活用できるシステム作りに努める。
- ・ 平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、100 m³を越える建設廃棄物の処理現場への搬入については職員が確認しており、疑義ある場合には環境事業部と協議するとともに、関係部局で情報交換を行う。
- ・ 岐阜県との有効な連携を強化するため、平成16年6月から「岐阜県・岐阜市廃棄物不適正処理調整会議」を定期的実施している。
- ・ 航空写真は、従来から要望のある庁内各部に対して閲覧に供してきたが、更なる活用を図るため、平成16年8月に新たな閲覧ルールを定めた。また、県等他機関の閲覧や市民への公開基準として、「岐阜市航空写真取扱要領」を定めた。市民に対しても公文書としてパソコンから約三千分の一の航空写真をカラー印刷して交付することとした。今後、「岐阜市航空写真取扱要領」をイントラに掲載するほか、毎年定期的に航空写真閲覧について周知を図る。

(8) 不当な圧力の有無について

職員の主な意見・提言

議員、マスコミ、各種団体等からの要請、要望等があつた場合、「岐阜

市政策提言、要望、要請等の取扱い要領」の制度を職員個々に徹底することは無論であるが、相手方に対してもこの制度（公表されることも含み）を周知するべきである。

対処は、個人に帰するのではなく、組織として対応すべきであり、情報を共有し、公開すべきである。

不当かどうかの判断力を醸成すべきであり、毅然とした態度で職務をこなす職員の育成が必要である。

取り組み・対応状況

- ・ 公務を行う上で不当な圧力に屈することなく、公正に対処することは論を俟たない。検証委員会の報告では、不当な圧力があったということは判断できなかったとされているが、今後、仮に不当な要求があったならば、職員の意見にもあったように、決して個人で対応するのではなく、組織として毅然として対応することが肝要である。その際には、要求の内容は公文書として残し情報公開の対象とする「岐阜市政策提言、要望・要請等の取扱い要領」により対応することを、要求した相手方に伝え、適正に対応するよう徹底を図っていきたい。
- ・ 「岐阜市法令等遵守・危機管理マニュアル」による内容の確認を再度徹底させる。

再発防止に関する提案について

(1) 岐阜市としての体制の確立

職員的主要意見・提言

産廃・環境汚染に係る条例の制定

個人ではなく組織で対応できる体制づくりが必要である。（産廃担当組織の強化として、専門家の配置、例えば産廃行政の法律専門官、組織暴力対応官など）

市民から寄せられた要望、苦情に迅速かつ適切に対応できる体制作りこそが、満足度の高いサービスであり、そういう部署に適切な人員を配置すべきである。

不法投棄の初期段階で把握できる、官民一体となったパトロール態勢を構築する。

類似事案が発生した他都市へ職員を派遣させ、産廃不法投棄への取り組み方を習得し、経験の少ない産廃担当者に研修を行うとともに、長期的にはスペシャリストを育成するための定期的な研修を実施する。

市民からの小さな声を見逃さない市民110番を市役所内に設置し、情報の分析や追跡調査を確立する。また、部局を超えた職員間の連携及び相互支援システムとして、市役所の職員意識の醸成を図るため、職員オール監視員システムを構築する。

法律を逸脱しないよう、現状の法律よりもさらに厳しい岐阜市独自の産廃行政に係る職員行動ガイドラインを作成する必要がある。

市民の意見で些細なことも、複数の職員での現場確認と、定期巡回、そして担当部局が今まで以上にプロ意識を持ってもらうこと。

取り組み・対応状況

- ・ 平成18年度に（仮称）岐阜市環境基本条例の制定に向けて取り組んでいる。産廃、環境汚染に関しては、個別施策を検討する。
- ・ 平成17年4月1日付けで、産業廃棄物指導室を新設し、産廃Gメンとして職員2名と警察OBの嘱託員2名を配置し再発防止に向けた監視・立入検査の強化を図っている。
- ・ 平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、各室に建設廃棄物管理責任者を置いている。今後は、工事検査室が関係部に対し廃棄物処理法及び建設リサイクル法の職員研修を実施する。
- ・ 平成11年4月に不法投棄110番を現在の環境事業室内に設置し、市民からの通報に備えている。

市内全域を対象に、住民に「不法投棄監視モニター」を委嘱し、適時、監視パトロール、不法投棄防止のための啓発活動等の役割を担っていただいている。

郵便局及び森林組合関係者による不法投棄情報の提供を受けている。

民間警備会社へ監視・不法投棄防止啓発パトロールを業務委託

- ・ 職員に廃棄物の不適正処理に関する情報提供について、職員の協力を得るため庁内イントラ等を通じて周知徹底を図る。
- ・ 立入検査や行政指導について、法律に即した厳格かつ公平な運用を図るため、岐阜市産業廃棄物処理に関する監視指導要領、岐阜市産業廃棄物監視指導マニュアルを作成した。

(2) 正確な情報を収集し、詳細な報告書を作成すること。この情報を保存、共有できるようにすること

職員の意見・提言

市民からの声を、真摯に受け止めるべきであり、それらをデータベース化すれば、コアとなる問題の早期発見が可能である。

資料の整理、保存にしてもデジタル化が必要。4月から導入される文書管理システムもしくは、現行のイントラネットによる他部署の職員にも公開すれば協力が得やすい。

市民からの声が不法投棄のサインである。幾多にもおよぶ産廃業者を、全て監視するのは不可能である。市民からの声が不法投棄の予兆であり、これらの情報を産廃職員が共通して閲覧できるシステムを構築すべきである。

庁内はもちろんのこと県・国といった上位行政機関も含め、関連部局間における情報の共有と職員の連携に向けた仕組みをつくる必要がある。会議・交渉記録を保存することも基本的なことではあるが大切。必ずしも電子データベースである必要はない。

情報収集については、関係機関（県、警察）・内部関係他部局との共有するネットを構築し、課題・問題点へのコミュニケーションを図る。

関係部局が積極的に情報交換するための会議（委員会）を職員間で開催する。

取り組み・対応状況

- ・ 現在ある森林の伐採届出事項情報を平成17年3月末までにデータベース化し資料の共有化を図るなど、森林の適正な管理体制を整える。
- ・ 立入調査票の内容や写真を添付した報告書について、職員間での情報の共有化を目指す。中間処理施設の立入検査では、廃棄物の保管量のチェックなどにより、適正処理の実態把握に努める。
また、平成17年5月までに、届出内容、立入検査等に関する現在のシステムについて、データの一元化に向けて検討していく。
- ・ 情報の共有を図るため、産業廃棄物情報管理システムを平成18年1月に稼働させるため準備中。
- ・ 廃棄物指導室と苦情処理結果、立入検査結果等の情報をリンクできるように本年度予算で環境管理システムに機能を追加する。
- ・ 平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、産業廃棄物関係書類（マニフェスト等）による正確な情報収集・管理を徹底している。
- ・ 本年度より関係各室の情報を共有するため岐阜市産業廃棄物調整会議を開催予定。

(3) 立入検査結果等の公開

職員の意見・提言

岐阜市に関する産廃業者の許可内容や事業所等を一覧にし、さらに指導内容を法の許容範囲で添付してインターネットにより公開していく。

情報公開をより一層すすめて、行政権の行使について、情報公開の枠内で可能な限り指導内容や、処分内容まで踏み込んで開示する方法が必要である。

積極的な情報収集と情報公開を行い、内部や市民からチェックが可能な状態にし、緊張感や使命感、やりがいが高めることができるような仕組みづくりが必要である。

事務的な監視体制の整備と強化が必要と考える。立ち入り検査及び指導に関する要領等を整備し、これに沿った厳しい指導を行い、情報公開することにより、市民とともに監視していくことが必要である。

必要な情報公開と市民との協働を構築することが大切である。行政指導の公開がなくては、疑惑に対する市民との協働体制はできない。

取り組み・対応状況

- ・ 平成16年8月16日から、産業廃棄物不適正処理事案及び産業廃棄物処理業者名簿を、産業廃棄物指導室のホームページで公開している。また、産業廃棄物収集運搬業者リストを平成17年6月末までに産業廃棄物指導室のホームページに公開予定。
- ・ 「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、平成16年8月から産廃管理票(マニフェスト)の写しを公開対象とし、工事発注者の責務を徹底するため搬出先の確認等に努めているが、完了検査後に法違反が判明した場合は、環境事業部に直ちに報告する。

- ・ 小売業者等への立入り調査権を有する消費生活センター、計量検査所においては、市民公募の消費生活モニターによる検査の実施や、特に計量機器の立入検査においては、違反者に対し勧告、警告を行うと共に、悪質違反者については公表することとしている。

(4) 他部局、他機関との有効な連携を行うこと

職員の意見・提言

業務遂行にあたり、上司への報告、連絡、相談は重要であり、許可を下ろす、更新することが目的ではなく、市民の健康を守るという使命感を持ち、自分の部署で対応しきれなければ、他部署と連携を取って対応していかなければならない。

迅速かつ合理的な対応ができるよう現行の情報交換の場としての岐阜市、岐阜県、警察で構成される「廃棄物不適正処理対策連絡会」を「廃棄物不適正処理対策会議」にグレードアップさせ、機能強化を図るとともに、強権力を持つ警察当局が早期に実力行使できる体制を確立する。

産業廃棄物問題は、経済・市民活動に伴い必ず発生するものであり、問題解決には、市民との協働（連携）が不可欠である。

取り組み・対応状況

- ・ 他部局に関する情報の共有、複数の部局にかかわる重要課題の検討等を要する場合は、政策室長会議並びに新年度に設置する「岐阜市産業廃棄物調整会議」（5月末までに第1回目を開催予定）において、横断的な連携強化を図ることとしている。調整会議の事務局は環境事業部が担当し、各部所管法令の違反、問題の洗い出し等、情報の共有・有効活用を図り、関係部局及び関係機関との連携を強化する。
- ・ 産業廃棄物不適正処理防止に向け、調整会議等を有効に活用し、より関係機関との連携強化に努めていきたいと考えている。職員提案の組織強化については、関係機関の協力が不可欠であるので、今後、関係機関にお願いしていきたいと考えている。
- ・ 岐阜県との有効な連携を強化するため、平成16年6月から「岐阜県・岐阜市廃棄物不適正処理調整会議」を定期的実施している。
- ・ 4県7市担当者会議、東海北陸ブロック課長会議、岐阜県産業保全協会、岐阜県・岐阜市廃棄物不適正処理調整会議等において情報交換を行っている。
- ・ 森林の伐採を行うには、市への届出或いは県への申請・許可が必要であるため、平成16年6月から県農山村整備事務所（森林関係部署）との連携強化を図っている。今後も今まで以上に情報の共有化に努め、問題が発生しそうな事案については、共同で現地調査を実施する。

(5) 同業他社に対する検査

職員の意見・提言

警察官OBの採用と担当職員を増員し、同業他社への指導にあたっていくことが必

要である。

同業他社に対して見直しをかけ、立ち入り調査をし、報告の徴収を求める。

抜き打ちで周辺の水質調査やボーリング調査等する。

立入検査を通して他業者の情報を入手できることもあり、また、他業界等の現状も把握できる。

過去の航空写真及び適切な資料により、善商に限らず全ての産廃の認可について適否を行い、報告書を作成して保存すること。

提案どおり、検査方法を確立し、一定の基準で検査するべきと考える。

取り組み・対応状況

- ・ 平成17年4月1日環境事業部「環境指導室」を再編し、「産業廃棄物指導室」を新設するとともに、産廃Gメンとして職員2人と警察OBの嘱託員2人を配置し、産廃不法投棄の再発防止に向けた監視・立入検査の強化を図った。
- ・ 「岐阜市産業廃棄物監視指導要領」及び「岐阜市産業廃棄物監視指導マニュアル」を作成し、立入検査を強化する。
- ・ 立入検査を厳正に行うため、他都市の立入検査用機器類の活用状況を調査研究し、有効活用できる機器導入の検討を行う。(メジャーポール、距離測定器、ガス探知機を購入済み)